

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 大臣官房に建設流通政策審議官を設置すること。  
(第二十條關係)

第二 総合政策局及び同局情報管理部の課の再編整理を行うこと。

(第三十七條、第三十九條から第四十四條まで及び第五十九條から第六十一條まで關係)

第三 土地・水資源局総務課の所掌事務を変更すること。  
(第七十二條關係)

第四 河川局河川環境課及び治水課の所掌事務を変更すること。  
(第百條及び第百一條關係)

第五 道路局路政課等の所掌事務を変更すること。  
(第百七條、第百十一條及び第百十三條關係)

第六 住宅局総務課の所掌事務を変更すること。  
(第百十五條關係)

第七 鉄道局に鉄道業務政策課を設置すること。  
(第百二十七條關係)

第八 自動車交通局に安全政策課を、同局技術安全部に自動車情報課を設置すること。  
(第百三十一條の二及び第百三十五條關係)

第九 海事局総務課の所掌事務を変更すること。  
(第百四十一條關係)

第十 港湾局に技術企画課及び国際・環境課を設置すること。  
(第百六十一條及び第百六十二條關係)

第十一 航空局監理部に航空安全推進課を設置すること。

(第百六十六条関係)

第十二 本省に参事官五人を設置すること。

(第百九十条関係)

第十三 関東運輸局及び近畿運輸局に自動車監査指導部を設置すること。

(第二百十三条関係)

第十四 那覇航空交通管制部の次長を廃止すること。

(第二百二十条関係)

第十五 海上保安庁総務部及び警備救難部の所掌事務を変更すること。

(第二百四十七条及び第二百四十八条関係)

第十六 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第十七 この政令は、平成十九年七月一日から施行すること。ただし、一部の規定は、公布の日から施行す

ること。

(附則関係)